

令和4年（行ウ）第36号 未払賃金等請求事件
原告 飯島章太
被告 千葉県

意見陳述書

令和6年5月29日

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 広松大輝

令和6年5月15日付原告第5準備書面について、主張の概要等を申し述べます。

第1 千葉県の主張に対する反論……労務管理に問題があること

1 法令や条例では雇用条件の明示にはならないこと

千葉県は、飯島さんの雇用条件について、法令や条例等によって明示されていると主張しています。

しかし、法令や条例は、難解で何条にもわたって存在していることに加え、1つの条文のみを見ても雇用条件は分かりません。

自分の職種に対してどの法令のどの条文が適用されるのかは、法専門家が見ないと分かりません。

法令があるだけでは雇用条件を説明したことにはなりません。

2 15分未満の残業代が切り捨てられていたこと

千葉県は、15分単位で残業代の申請をさせていたことを認めています。

残業代は例え残業が1分でも発生します。千葉県は、賃金全額払いの原則に違反している状態にあったのです。

したがって、正確な残業時間を算定し直し、不払い部分については直ちに支払われるべきです。

3 36協定が周知されていなかったこと

千葉県は、36協定について壁等に掲示し、周知していたと主張していますが、飯島さんが確認したときにはそのような書面は掲示されていませんでした。

飯島さんが次長と面談した際に、次長は36協定を上席保育士が保管していたと答えており、36協定の周知義務違反があったといえます。

4 健康診断の日程が変更されていたこと

千葉県は、児童相談所職員について、業務の都合上健康診断の日を変更していたことを認めています。

つまり、児童相談所職員は、予め決められているはずの健康診断すら受診する余裕がない業務状況であったといえます。

5 勤務時間の割振り方法が規定に違反していること

児童福祉施設等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程によれば、勤務時間の割振りを当該月の10日前に示すこととされていますが、実際に割振りが示されていたのは月初日の前日か当日になることが多く、同規定違反が常態化していました。

6 労働時間の把握が不十分であったこと

飯島さんは、庶務共通事務処理システムに自ら労働時間を入力していました。すなわち、千葉県は、職員の自己申告によって、その労働時間を把握していたのです。

厚生労働省等が出した基準によれば、自己申告によって労働時間を把握する場合、「適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと」や、「実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること」とされていますが、何もされていません。

それどころか、飯島さんは実際の勤務時間と異なる時間を入力するよう指示されたこともあり、労働時間の把握方法が基準に反した問題のあるものであったといえます。

7 安全配慮義務に違反すること

以上述べてきたとおり、千葉県は飯島さんの労働時間すら適正に把握、管理せず、問題のある労働環境下に置き続けたものです。

よって、千葉県に安全配慮義務違反があるといえます。

第2 児童相談所の全国的状況について

1 一時保護所の体制が不十分であるとの指摘がされていること

各種報告書等（甲2）によれば、子どもひとりひとりとしっかり向き合い受け止めるだけの職員の時間的かつ精神的なゆとりが必要であり、児童養護施設と同等の職員体制では不十分であること、一時保護所では子どもの不安が最も高いため、少なくとも子ども2、3人に対して大人1人は配置されるべきと報告されています。

各種検討会（甲27、甲28）等も、「手厚い人員配置やそれらを通じた環境の向上を実現する必要がある。」、一時保護所職員の勤務実態に関して、「勤務日の半数近く・勤務日の大半で休憩が確保できていない」という回答が91箇所中38箇所（41.8%）の一時保護所で認められた。」などと報告がされています。

したがって、全国的に見ても一時保護所の環境改善は急務であります。

2 千葉県の児童相談所の状況について

そして千葉県においては、児童指導員の希望者は減少傾向にあり、採用予定数を下回る採用しかできていません。

一方で児童相談所の退職者については、千葉県議会において丸山慎一委員が指摘するように1割以上退職しています。

また、子どもの一時保護期間については、千葉県は全国平均の2倍以上長い期間となっており、定員に対する入所率も市川児童相談所の場合、2倍程度になっています。

さらに、千葉県議会において、高梨みちえ健康福祉部長から、児童相談所における1か月以上の長期の休職者は、令和5年の年末時点で46名となっており、昨年度よりも7名増加していると報告されています。

県議も、精神疾患による長期療養者の倍増や、採用から3年以内に職員の2、3割が辞めてしまうという危機的・限界的状況であると指摘しています。

なお、休職した職員数の割合が千葉県で一番高いのは、飯島さんのいた市川児童相談所で9.9%とされています。

すなわち、千葉県の児童相談所は、就職者も減少し、退職者が多く、長期療養者も増加していますが、子どもの入所期間は長く、入所率も高いという緊迫した状況にあ

ります。

第3 求釈明

準備書面で指摘したとおり、被告は原告第1準備書面と第2準備書面について認否を行っていません。

特に、原告は、一時保護所において労働安全衛生規則上必要な仮眠室等を設置していないと主張していますので、同規則に反する事態となっているのかどうか、次回までに明らかにしていただきたい。

以上